

◆ 納税通知書の見かた ◆

◎福島市から転出された方へ

令和8年1月1日に福島市にお住いの方は、1月2日以降に福島市外へ転出された場合でも、令和8年度の市民税・県民税は福島市へ納めていただくこととなり、転出先の自治体では課税されません。
※外国人の方向け市民税・県民税の説明について、詳しくは右記の2次元バーコードをご覧ください。
※For more information on resident tax for foreign residents, please scan the 2D barcode on the right.



【総務省作成：日本で働く外国人の方へ】

1. 収入・所得・控除等について(納税通知書3ページ参照)

下図の課税明細は、見本です。
税額計算の参考にしてください。

【扶養親族の人数、特定親族特別控除の該当人数、本人該当事項】
控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数、特定親族特別控除の該当人数、本人該当事項を記載しています。それぞれの控除額は、1,2ページ目うら面の表をご覧ください。

▼所得金額等		▼所得控除額		▼扶養親族・特親該当区分		▼本人該当区分													
給与収入				控 配	老 配	特 定	同 老	老 人	16歳 未 満	其 他	同 障	特 障	他 障	特 親	未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	勤 労 学 生
公的年金等収入				▼算出税額		市 民 税		県 民 税											
① 合計所得金額		② 控除合計		④ 税額控除前所得割															
繰越損失額				⑤ 調整控除															
③ 課税標準額				⑦ 均等割額															
				⑦ 森林環境税額															
				減免額・免除額															
				⑧ 年税額(市民税・県民税及び森林環境税の額)															
				給与・公的年金等からの特別徴収税額															
				差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)															
				控除不足額(うち還付額)															

【所得金額等】
あなたの令和7年中(1月～12月)の所得の種類と金額を記載(給与と年金のみ収入も記載)しています。

【所得控除額】
あなたの令和7年中の所得控除の内訳と金額を記載しています。
具体的な控除額については納税通知書1,2ページ目うら面の表をご覧ください。
※控除名の後に記載のある「住」は住民税(市民税・県民税)を意味しています。

【課税標準額】
税率等は、2ページ目うら面の「市民税・県民税の計算のしかた」の欄をご覧ください。

【森林環境税】
令和6年度より、国税として森林環境税1,000円(年額)が新たに導入されました。その税収は全都道府県・市町村へ譲渡されます。

◎市民税・県民税及び森林環境税(上図⑧)は、課税明細(上図①から⑦)の値を下記計算式にあてはめて算出します。

(一般的な例のため、所得・控除の種類や金額の違いなどにより計算方法が変わることがあります。)

$$\begin{aligned} & \text{①合計所得金額(注)1} - \text{②所得控除額の合計} = \text{③課税標準額(注)2 (1,000円未満切捨・マイナスの場合は0円)} \\ & \text{③課税標準額} \times \text{税率} \left[\begin{array}{c} \text{2 ページ} \\ \text{うら面参照} \end{array} \right] - \text{⑤調整控除額等(注)3} = \text{⑥所得割額 (100円未満切捨)} \\ & \text{⑥所得割額} + \text{⑦均等割額および森林環境税額 (6,000円)} = \text{⑧合計年税額} \end{aligned}$$

(注)1 「合計所得金額 $\leq$ 31万5千円 $\times$ (同一生計配偶者及び扶養親族数+1)+18万9千円+10万円」の場合は、均等割額は非課税です。
※同一生計配偶者または扶養親族がいる場合に加算

(注)2 「課税標準額 $\leq$ 0」又は「総所得金額等 $\leq$ 35万円 $\times$ (同一生計配偶者及び扶養親族数+1)+32万円+10万円」の場合は、所得割額は非課税です。
※同一生計配偶者または扶養親族がいる場合に加算

(注)3 調整控除とは市民税・県民税と所得税の人的控除の差に対応した控除です。納税通知書の3ページ目うら面の「税額控除(調整控除)」の欄をご覧ください。

2. 納付金額や納付方法について(納税通知書2ページ参照)

【⑩年金特徴税額】

⑧年税額のうち年6回支給される年金から差し引く税額の合計額です。下図⑫と⑬を合計した金額です。

【⑪差引普通徴収税額】

⑧年税額から⑨と⑩を差し引いた残りの金額です。納付書もしくは口座振替で納めます。

⑪に金額の記載がない場合でも、過去に口座振替の登録があるかたなどは、「口座振替」と印字されます。ただし、⑩年金特徴税額に記載のある金額については、年金から差し引かれます。

年 税 額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額	(支店名)	口座番号	振替方法
新規 ⑧	⑨	⑩	⑪	(口座名義人)		

※「充当額」は「充当又は委託納付額」を指します。充当額がある場合、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限	⑪差引普通徴収税額を各期別(1期～4期)ごとに記載しています。	4月、6月、8月については、前年度分の公的年金等に係る年税額の2分の1の金額を3回に分割して差し引きます。(⑫及び⑬)
新規 ※1		
充当額 ※2		
差引 ※3		

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	支払者の名称	支払者の法人番号

▼一括で納めていただく場合、納めていただく

10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額	令和8年10月	令和8年12月	令和9年2月
⑬			

⑩から⑫の合計額を差し引き、残った金額を10月、12月、2月の3回に分割して年金から差し引く金額を記載しています。

4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)	令和8年4月	令和8年6月	令和8年8月
⑫			
令和9年4月		令和9年6月	令和9年8月
⑬			

令和9年4月、6月、8月に年金から差し引く予定の金額を記載しています。

※1【新 規】今回決定した期別ごとの税額を記載しています。

※2【充 当 額】配当や株式譲渡の所得から市民税・県民税がすでに源泉徴収されているかたは、確定申告において配当割額又は株式等譲渡所得割額を記載することで、それらの金額を税額控除前所得割から差し引くことができます。(ただし、令和5年度までは市民税・県民税の納税通知書が送達される日までに申告した場合に限る。)所得割から引ききれない分を充当額として記載しています。

※3【差 引】期別ごとの税額と納期限です。新規(※1)から充当額(※2)を差し引いた後の納付額を記載しています。差額が0となる場合のほか、マイナスの場合は、空欄で表示されます。

4 既定の税額を納付後に減額となり、納付済みの税額の一部が還付または充当になる場合は、後日納税課より通知を送付します。

5 金額欄に「*** (アスタリスク)」が印字されている場合の納付額はありません。

3. 市民税・県民税を給与からの天引き(特別徴収)で納めているかたへ

先にお勧め先を通じてお送りしました「給与所得等に係る市民税・県民税及び森林環境税特別徴収税額の決定通知書」では、総所得金額及び課税標準額ならびに税額について、⑨給与から差し引く分(給与特徴税額)のみをお知らせしております。

今回の通知書で、給与特別徴収分も含めた今年度の①合計所得金額及び③課税標準額ならびに⑧税額の総額をお知らせしましたのでご確認ください。